平成２５年（フ）第１４号
大分県杵築市大字南杵築1939番地１　新道住宅38号、開始決定時の住所大分県速見郡日出町大字川崎4948番地５
破産者　白水　龍彦
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
沖縄県宜野湾市野嵩２丁目18番８号
破産者　玉榮　清勝
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第７２号
北海道室蘭市清水町２丁目11番11号
破産者　眞島由次郎
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第８号
仙台市太白区太白３丁目１番２―206号
破産者　丹野　栄子
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１２０８号
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡３丁目12番４号サンハイツ103号
破産者　小林　秀喜
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７９号
広島市安佐北区落合南１丁目２―20―101、開始決定時の住所広島市安佐北区落合南１丁目40番６号
破産者　長石　　勝
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８０号
広島市安佐北区落合南１丁目２―20―101、開始決定時の住所広島市安佐北区落合南１丁目40番６号
破産者　長石　美奈
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３２０号
金沢市金石西３丁目７番10号
破産者　楽風亭こと　宮田　裕子
１　破産債権の届出期間　平成27年２月20日まで
２　一般調査期日　平成27年３月20日午後１時15分
平成27年１月28日　　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４６２０号
東京都豊島区高田３―７―５　高田馬場リハイム209、住民票上の住所京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島７棟315号
破産者　田端　　渉
１　破産債権の届出期間　平成27年３月２日まで
２　一般調査期日　平成27年４月20日午後２時30分
平成27年１月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９３号
愛知県一宮市大和町馬引字古宮18番地１　サンリバハイツ607号
破産者　永田　浩司
１　破産債権の届出期間　平成27年３月３日まで
２　一般調査期日　平成27年５月18日午前10時
平成27年１月27日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３３３４号
兵庫県西宮市南甲子園１丁目３番４―303号
破産者　高田　重明
１　破産債権の届出期間　平成27年３月３日まで
２　一般調査期日　平成27年４月９日午後２時
平成27年１月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１３３号
大阪府東大阪市楠根１丁目６番29号
破産者　株式会社アルバム工芸モリタ
１　破産債権の届出期間　平成27年３月３日まで
２　一般調査期日　平成27年４月13日午後２時30分
平成27年１月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０６２号
埼玉県戸田市下前１丁目10番４―610号
破産者　本山美惠子
１　破産債権の届出期間　平成27年３月６日まで
２　一般調査期日　平成27年３月23日午前10時45分
平成27年１月27日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３９号
山形県米沢市花沢町１丁目２番11―14号
破産者　星野　　統
１　破産債権の届出期間　平成27年３月16日まで
２　一般調査期日　平成27年４月21日午前10時
平成27年１月28日　山形地方裁判所米沢支部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第１０号
栃木県那須塩原市西三島７丁目334番地
清算株式会社　東北高圧ホース株式会社
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２６年（ヒ）第１００４号
神戸市中央区八幡通４丁目２番９―202号
清算株式会社　株式会社ヤハタ
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第３９号
横浜市神奈川区西神奈川１丁目９番地５
清算株式会社　東神奈川興産株式会社
代表清算人　宮原　一東
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、協定債権者の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、別紙協定弁済額予定表の債権額合計の欄記載のとおり、協定債権のうち開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済額の算定
前項で確認した一般債権額を基準債権額とし、別紙協定弁済額予定表の債権弁済額の欄記載のとおり、金35,168,353円を基準債権額により按分して弁済額を算定する。
⑵　免除額
本協定認可決定確定後１か月以内に、本項⑴で算定された弁済額を弁済し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額について免除を受ける。